

特定遺贈と 包括遺贈の違い

遺贈とは、遺言によって特定の人（受遺者）に、財産的な利益を与えることをいいます。

遺言は、相手方の承諾を得ることを必要とせず、自分自身の単独判断にて行うことができます。遺言の効力が生ずるのは、遺言者が死亡したときです。遺言の形式には、特定遺贈と包括遺贈があります。

(1) 特定遺贈

特定遺贈とは、具体的に財産を指定して遺贈することをいいます。例えば「〇区△町〇丁目△番〇号所在の宅地〇〇〇㎡はAに与える」というように、どの財産が誰に遺贈されるのかが明確に指定されます。また、遺言による財産処分について、抽象的割合で示すのではなく、特定の財産を示してする遺贈によって財産を受け取る者を特定受遺者といいます。

(2) 包括遺贈

包括遺贈とは、その割合にしたがって、相続人と共に遺産の分割協議を行って、具体的な財産を取得します。民法では包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有するとされます。

(3) 設問による差異

Q 相続人でない第三者Mが遺贈によって土地を取得しました。Mは、遺言作成者が滞納していた公租公課を納付する義務があるのでしょうか。

A 遺贈の形式によって各々判断します。

①特定遺贈であった場合 Mは遺言者である被相続人の納税義務を直接承継として滞納税金を納付する義務はありません。但し、ケースによっては第二次納税義務者として特定の場合に納税義務を負うことはあり得ます。

②包括遺贈であった場合 Mは遺言者である被相続人が納付すべき公租公課につき、包括遺贈による取得財産の額を限度として承継し、納付義務を負うこととなります。

なお、遺言書の作成費や遺言の執行費用は、税務上の経費性は持ちません。

ナマの税務相談室

Q 始めまして、A三郎と申します。私は平成8年4月区内〇〇町の分譲マンションをローンで購入、今日に至っています。

負担付贈与について教えてください。

A 何故贈与ということに…。

Q 先生、私はそのマンションを5,500万円で購入し22年のローン契約を締結、当初ローンの元本は4,500万円で現在残は3,600万円余です。このほど私達夫婦はやむを得ない事情で帰郷することになり、現在官舎住まいの息子にそのマンションをローン残を付けたまま譲ることにしました。

A Aさんが言われたように負担付贈与というわけですが、贈与の価額はいわゆる評価額でなく取引価額だと定められています。

Q 先生、登記所で負担付贈与の不動産の価額は取引価額と聞きました。

息子に マンションを譲る

A 受贈者の息子さんが取引価額を調べた！

Q ハイ、ここ1～2年の当該マンションの

取引事例を三件、マンション事務所でデータを、4,000万円(10年)、4,300万円(8年)、3,900万円(11年)とメモのとおりです。メモはマンション事務所の印も押印済みです。平均40,666千円です。息子はよくやりました。贈与税の算式は次のとおりでよいですか。

(取引平均額) (ローン残) (控除)
40,666千円—36,100千円—1,100千円=3,466千円

(贈与税率) (贈与税額)
3,466千円×20%—250千円=443,200円

A 算式OKです。よくこのデータをマンション側で出してくれましたね。3LDKメゾネットタイプ、息子さんご夫婦は恵まれていますね。10年前後経過のマンションは売れ頃なのですね。本日は私も充分参考になりました。

[参考] 平成1.3.29付 負担付贈与個別通達

ナマの税務相談室